

御見積書(案)

令和 年 月 日

〇〇建設株式会社 御中

見積金額 ￥〇〇〇

工 事 名

工 期 令和 年 月 日

令和 年 月 日

〇 〇 左 官 工 業 株 式 会 社

☒ 〇〇県〇〇市〇〇区二丁目4番45号

TEL 〇〇〇〇

FAX 〇〇〇〇

☐ 〇〇県〇〇市〇〇区2番20号

TEL 〇〇〇〇

FAX 〇〇〇〇

☐ 〇〇県〇〇市〇〇区六丁目34番48－4号

TEL 〇〇〇〇

FAX 〇〇〇〇

担当者

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
左官工事	別紙内訳書のとおり					
材料費		1	式		〇〇〇	
労務費		1	式		〇〇〇	
一般管理費		1	式		〇〇〇	
安全衛生経費		1	式		〇〇〇	安全衛生経費 内訳書より
法定福利費		1	式		〇〇〇	
合 計					〇〇〇	

(案)

総合工事業者 各位

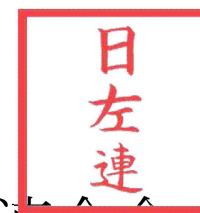
安全衛生経費を内訳明示した見積書を提出させて戴きます。
建設技能者にかかる安全衛生経費の額は労務費の 9.0% です。

〈参考〉 左官業の建設技能者にかかる安全衛生経费率算出表



令和 6年 4月

(一社) 日本左官業組合連合会



(専門工事業団体・ゼネコン団体・施主団体・国交省・厚労省等で構成する

「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」のメンバーです。)

安全衛生経費 内訳書 (案)

【記載例】

① 個別工事現場における安全衛生経費

類番	名 称	摘 要	数 量	単位	単価	金 額 (税別)	備 考
	仮囲い	〇〇	〇〇	m	〇〇	〇〇〇	
	屋根高所作業用手すり	〇〇	〇〇	m	〇〇	〇〇〇	
	空調服		〇〇	人日	〇〇	〇〇〇	
	防暑たれ		〇〇	個	〇〇	〇〇〇	
小 計						〇〇〇	

② 建設技能者にかかる安全衛生経費

	建設技能者にかかる安全衛生経費	労務費(〇〇〇円)				〇〇〇	労務費の9.0%
合 計						〇〇〇	

建設技能者にかかる左官業の「安全衛生経費率」算出表（案）

（一社）日本左官業組合連合会

＜設定条件＞ 令和6年度公共工事設計労務単価（東京都） **¥30,800** /日（左官）

2024/3/14

- ・年間労働日数 **234日**/年（令和5年6月16日 CCUSにおけるレベル別年収の公表[国土交通省]より）
- ・労働時間8時間/日
- ・労働年数は20歳～60歳の40年間と仮定

No.	名称		金額 (税別)	単位	単価/年 (税別)	摘要	備考
A 保護具の着用							
1	保護帽	耐用年数3年(ABS、PC、PE製)	6,400	個	2,133	耐用年数 ABS、PC、PE製(熱可塑性樹脂) 異常が認められなくても3年以内 FRP製(熱硬化性樹脂) 異常が認められなくても5年以内 装着体 異常が認められなくても1年以内	
2	墜落制止用器具(胴ベルト型)	耐用年数2年	15,000	個	7,500	使用期限:ハーネス・安全ブロックなど使用開始から3年 ロープ・ランヤード・ストラップ使用開始から2年 使用していなくても最大使用可能期間7年	日本安全帯研究会
3	墜落制止用器具(フルハーネス型)	耐用年数2年	30,000	個	15,000	使用期限:ハーネス・安全ブロックなど使用開始から3年、 ロープ・ランヤード・ストラップ使用開始から2年 使用していなくても最大使用可能期間7年	日本安全帯研究会
4	保護眼鏡	2ヶ月/個	2,500	個	15,000	普及品	
5	安全靴	6ヶ月/足	6,000	足	12,000	〃	
6	安全チョッキ	3年/枚	2,000	枚	667	〃	
7	防塵マスク	1ヶ月/個	4,000	個	48,000	〃	
8	防塵フィルター	10個/月	1,000	個	12,000	〃 (@100円×10個×12ヶ月)	
9	耳栓	1個/月	500	セット	6,000	〃	
B 安全衛生教育・作業従事者への技能講習、特別教育							
10	雇い入れ時教育	1日間(6時間)	39,436	回	986	((公共工事設計労務単価×1日)+受講料)÷40年	受講料:中小建設業特別教育協会 8,636円
11	送り出し教育の受講	1時間 現場毎 1回/月	3,850	回	46,200	公共工事設計労務単価÷8時間×12回/年	
12	新規入場者教育の受講	〃	3,850	回	46,200	〃	
13	安全衛生協議会・職長会への参加	〃	3,850	回	46,200	〃	
14	災害防止協議会・安全/パトロールへの参加	〃	3,850	回	46,200	〃	
15	朝礼・KY活動・一斉清掃等	20分 現場毎 1回/日	1,283	回	300,300	公共工事設計労務単価÷8h×(20/60)×234日	
16	職長・安全衛生責任者教育	2日 ※建設技能者2人に対し1人受講	81,600	回	1,020	((公共工事設計労務単価×2日)+受講料)÷40年÷2	受講料:中小建設業特別教育協会 20,000円
17	足場組立て等特別教育	1日	40,800	回	1,020	((公共工事設計労務単価×1日)+受講料)÷40年	受講料:中小建設業特別教育協会 10,000円
18	巻上げ機運転特別教育	1日	40,345	回	1,009	〃	受講料:中小建設業特別教育協会 9,545円
19	自由研削砥石取替試運転作業者特別教育	1日	40,345	回	1,009	〃	受講料:中小建設業特別教育協会 9,545円
20	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	1日	40,345	回	1,009	〃	受講料:中小建設業特別教育協会 9,545円
21	酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育	1日	39,450	回	986	〃	受講料:中小建設業特別教育協会 8,650円
22	高所作業車運転特別教育(作業床の高さ10m未満)	1日	39,618	回	990	〃	受講料:労働技能講習協会 12,182円
23	職長等再教育及び安全衛生責任者教育	1日 ※5年毎に再教育	42,982	回	4,298	((公共工事設計労務単価×1日)+受講料)÷40年×8回÷2	受講料:労働技能講習協会 8,818円
24	フォークリフト運転技能講習	4日	160,473	回	4,012	((公共工事設計労務単価×4日)+受講料)÷40年	受講料:東京技能講習協会 37,273円
25	玉掛け技能講習	2日	82,964	回	2,074	((公共工事設計労務単価×2日)+受講料)÷40年	受講料:東京技能講習協会 21,364円
C 健康診断・その他							
26	一般定期健康診断	0.5日 定期(年1回ごと)	23,841	回	23,841	((公共工事設計労務単価×0.5日)+健康診断料)	健康診断料9,091円(レントゲン、血液検査、心電図、血圧、身長、体重、視力、聴力等)
27	アルコールチェッカー導入費	3年/個	6,000	個	2,000	普及品	
合 計					647,654		1年間にかかる1人当りの安全衛生経費

建設技能者年収	30,800 × 234日			7,207,200	公共工事設計労務単価×年間労働日数	
安全衛生経費率	647,654 ÷ 7,207,200			9.0%	1年間にかかる1人当りの安全衛生経費÷建設技能者年収×100	労務費に対して

安全衛生経費を内訳明示した見積書作成手順

1.安全衛生経費を内訳明示した見積書とは

建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な労働災害防止対策を適切に実施するための「安全衛生経費」を、従来の総額によるものでなく、内訳として明示した見積書のことをいう。

2.内訳明示する安全衛生経費の算出方法

(1) 内訳明示する安全衛生経費の範囲

見積条件提示時に「〇〇工事における安全衛生経費対策項目の確認表【左官】」(以下「確認表」という。)等において、下請けが費用負担することを確認した項目とする。(確認表に記載が無いが、個別工事現場において必要となる安全衛生対策がある場合は、確認表の「追加項目」に記入し注文者と確認すること。)

なお、再下請をする場合は、再下請業者が必要な安全衛生経費も計上し、再下請業者に適切に支払うことが必要である。

(2) 安全衛生経費の基本的な算出方法

安全衛生経費の算出は、①個別工事現場の条件等により必要となる安全衛生対策(墜落等による危険の防止、公衆災害に要する対策(仮囲い等)等)と、②建設技能者にかかる安全衛生対策(保護具、安全衛生教育、健康診断等)で積算するものとする。

① 個別工事現場における安全衛生経費

個別工事現場の施工内容、現場条件等で必要となり、確認表において下請が費用負担することを確認した項目を対象に個別に積み上げて積算するものとする。

【個別に積み上げて積算する計算の例】

例 1 仮囲い

$$\text{安全衛生経費} = \text{単価（リース料金）} \times \text{使用期間} \times \text{施工数量}$$

例 2 墜転落防止対策（手すり）

$$\text{安全衛生経費} = \text{単価（リース料金）} \times \text{使用期間} \times \text{施工数量}$$

例 3 空調服

$$\text{安全衛生経費} = \text{単価（購入金額）} \div \text{耐用期間} \times \text{使用日数}$$

例 4 防暑たれ

$$\text{安全衛生経費} = \text{単価（購入金額）} \div \text{耐用期間} \times \text{使用日数}$$

② 建設技能者にかかる安全衛生経費

建設技能者 1 人当りの 1 年間にかかる安全衛生経費（保護具、安全衛生教育、作業従事者への技能講習、特別教育、健康診断等）を算出し、年収（公共工事設計労務単価×年間労働日数）で除したものを「安全衛生経費率」とする。

次に、個別工事の見積書において、労務費に安全衛生経費率を乗じ、当該工事の安全衛生経費額を算出する。

なお、安全衛生経費率は（一社）日本左官業組合連合会が基づくデータ等を用いて作成した、工事費に含まれる平均的な安全衛生経費率をあらかじめ算出したもの（建設技能者にかかる左官業の「安全衛生経費率」算出表）を使用する。

【経費の効果が及ぶ期間が 1 年でない安全衛生経費の期間按分計算の例】

例 A 耐用年数が複数年の設備等

$$1 \text{ 年間にかかる安全衛生経費} = \text{単価} \div \text{耐用年数}$$

例 B 職人一人につき就業期間あたり一度のみ必要な経費

$$1 \text{ 年間にかかる安全衛生経費} = \text{単価} \div \text{平均労働年数（40 年）}$$

例 C その他の経費（1 年のうちの特定の期間のみ発生する経費等）

$$1 \text{ 年間にかかる安全衛生経費} = \text{単価} \times \text{数量}$$

1 年間にかかる安全衛生経費は A、B、C の合計により求める。

【安全衛生経費率の計算式】

$$\text{安全衛生経費率} = \frac{\text{1年間に掛かる安全衛生経費}}{\text{年収（公共工事設計労務単価} \times \text{年間労働日数（234日））}}$$

【個別工事の安全衛生経費の計算式】

$$\text{個別工事の安全衛生経費} = \text{個別工事の見積金額の労務費（値引き前、法定福利費加算前）} \times \text{安全衛生経費率}$$

○ 建設技能者にかかる安全衛生経費として計上する項目

代表的な安全衛生経費の計上対象項目を以下に示す。これを参考に個社及び個別工事現場の実情に応じて検証することとする。

建設技能者にかかる安全衛生経費

1) 保護具

- ①保護帽
- ②墜落制止用器具（銅ベルト型）
- ③墜落制止用器具（フルハーネス型）
- ④保護眼鏡
- ⑤安全靴
- ⑥安全チョッキ
- ⑦防塵マスク
- ⑧防塵フィルター
- ⑨耳栓

2) 安全衛生教育・作業従事者への技能講習、特別教育

- ①雇い入れ時教育
- ②送り出し教育の受講
- ③新規入場者教育の受講
- ④安全衛生協議会・職長会への参加
- ⑤災害防止協議会・安全パトロールへの参加
- ⑥朝礼・KY活動・一斉清掃等

- ⑦職長・安全衛生責任者教育
- ⑧足場組立て等特別教育
- ⑨巻上げ機運転特別教育
- ⑩自由研削砥石取替試運転作業者特別教育
- ⑪フルハーネス型墜落制止用器具特別教育
- ⑫酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育
- ⑬高所作業車運転特別教育（作業床の高さ 10m 未満）
- ⑭職長等再教育及び安全衛生責任者教育
- ⑮フォークリフト運転技能講習
- ⑯玉掛け技能講習

3）健康診断・その他

- ①一般定期健康診断
- ②アルコールチェッカー導入費

なお、これ以外の安全衛生経費の追加項目がある場合は、別項目で見積書に計上する。